

奈良県告示第三百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成二十二年四月一日から適用する。

なお、平成十九年五月奈良県告示第五十九号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程）は平成二十二年三月三十一日限り廃止し、同日以前に法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は法第十八条第二項の規定による計画の通知がされた建築物については、なお従前の例による。

平成二十二年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 中間検査を行う区域

奈良県の区域（奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く。）

二 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

1 中間検査を行う建築物は、平成二十二年四月一日以後に法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は法第十八条第二項の規定による計画の通知がされた新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模が2及び3に該当する建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

- (一) 法第八十五条の規定を受ける建築物
- (二) 平成十四年国土交通省告示第四百十一号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- (三) 法第六十八条の十一第一項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

- (四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

2 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものである。

3 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築の工事を行う部分の用途及び規模は、次のいずれかに該当するものとする。

- (一) 住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途であって、延べ面積

が五十平方メートルを超えるもの

- (二) 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途であつて、延べ面積が千平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が三以上のもの

三 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(い)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表(い)欄に掲げる工事を二以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	一	二	三	四
(あ) 構造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
(い) 特定工程	屋根の小屋組の工事（ 枠組壁工法の場合は、 耐力壁の設置工事）	二階の床版の取付け工 事（平屋については、 建方工事）	二階の床（平屋につい ては、屋根床版）の配 筋工事（二階の床の配 筋工事を現場で施工し ないものについては、 二階のはり及び床版の 取付け工事）	二階の床の配筋工事（ 二階の床の配筋工事を 現場で施工しないもの
(う) 特定工程後の工程	壁の外装工事又は内装工事	壁の外装工事又は内装工事	二階の床（平屋につい ては、屋根床版）のコンクリート 打設工事（二階の床のコン クリート打設工事を現場で 施工しないものについては、 二階の柱及び壁の取付け工 事）	二階の床のコンクリート打 設工事（二階の床のコンク リート打設工事を現場で施

	五	
	一 項 か ら 四 項 ま で に 掲 げ る 構 造 の う ち 二 以 上 の 構 造 に わ た る も の	
事） り及び床版の取付け工	建築物の構造耐力上主 要な軸組の一部を木造 とした場合は一項(い)欄 に掲げる工事とし、そ れ以外の場合は一階部 分の構造耐力上主要な 軸組における主たる構 造について二項から四 項までに掲げる構造に 応じそれぞれ(い)欄に掲 げる工事	工しないものについては、 二階の柱及び壁の取付け工 事）
	建築物の構造耐力上主要な 軸組の一部を木造とした場 合は一項(う)欄に掲げる工事 とし、それ以外の場合は一 階部分の構造耐力上主要な 軸組における主たる構造に ついて二項から四項までに 掲げる構造に応じそれぞれ (う)欄に掲げる工事	